

令和6年度第1回 山口市農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和6年4月22日(月)午前9時30分～午前10時5分
- 2 場所 山口森林ふれあいセンター 会議室
- 3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中 22名)
荒瀬 澄枝、伊藤 三枝子、伊藤 良雄、井上 浩一郎、上田 正士、
小野 基之、海地 博志、片山 潤之、賀屋 忠之、神田 一夫、
重國 誠司、恒富 竹司、徳田 文雄、中川 恵美子、長尾 誠大、
原田 好子、藤村 守、藤原 敏郎、安田 敏男、安野 正純、
山根 良男、吉富 崇子

(2)欠席委員(2名)
伊藤 良一、山根 伊都子

(3)事務局
塚本局長・政田参事・多田主幹・小倉主事

(4)会議傍聴人
- 4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

会長

皆様、おはようございます。

これより令和6年度第1回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席22名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

山根 良男(やまね よしお) 委員 及び、

吉富 崇子(よしとみ たかこ) 委員 をお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、仁保中郷、無償移転です。

申請人は、防府市内に居住する者です。

取得後の経営規模は204アールとなります。

議案第2号、仁保下郷、有償移転です。

申請人は、市内に本店を有する農地所有適格法人です。

取得後の経営規模は499アールとなります。

議案第3号、下小鯖、有償移転です。

申請人は、光市内に居住する者です。

取得後の経営規模は30アールとなります。

議案第4号、宮野下、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は65アールとなります。

議案第5号、鑄銭司、無償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は72アールとなります。

議案第6号、名田島、無償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は262アールとなります。

議案第7号、秋穂二島、有償移転です。
申請人は、市内に主たる事務所を有する農地所有適格法人です。
取得後の経営規模は2,432アールとなります。

議案第8号、嘉川、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は248アールとなります。

議案第9号、嘉川、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は73アールとなります。

議案第10号、佐山、無償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は12アールとなります。

議案第11号、阿知須、無償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は5アールとなります。

議案第12号、徳地堀、無償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は5アールとなります。

議案第13号、徳地引谷、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は0.9アールとなります。

議案第14号、徳地柚木、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は24アールとなります。

議案第15号、阿東地福上、有償移転です。

申請人は、農地所有適格法人農事組合法人用路の構成員です。

この事案の農地は、法人に収益権が設定されている農地ですが、当該法人の構成員にその所有権を移転する場合であって、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められますので、許可の対象となるものです。

取得後の経営規模は327アールとなります。

議案第16号、阿東地福上、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は4アールとなります。

議案第17号、阿東徳佐上、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は1,042アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくお願ひいたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案

審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

A 委員

補足説明ですが、議案第1号について、住所が防府市になっていますが、申請地近くに母親が住んでいますので、営農上問題ないと考えます。議案第2号について、●●●●●●●の既存ハウスの隣の農地で、現状遊んでいる農地を活用するという話ですので、問題ないと考えます。

会長

他に意見はございませんか。無いようでしたら、以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案13ページをお開きください。合わせて、参考位置図21ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第18号、大内千坊二丁目、用途地域内の第3種農地に、進入路を拡幅するものです。

議案第19号、阿知須、公共施設に比較的近い距離の第2種農地に、共同住宅を建築するものです。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、北部地区及び川西地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくお願いたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いたします。

B 委員

議案第19号について、共同住宅への進入路はどうなっていますか。

C 委員

位置図で説明しますと、申請地の西側一帯に共同住宅が建っていて、行き来できるようになっています。国道190号線から入っていけるように道が整備されています。

会長

他に意見はございませんか。無いようでしたら、以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第4条に係る議案については「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。
農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案15ページをお開きください。合わせて、参考位置図23ページを御覧ください。
申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第20号、大内長野、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この議案につきましては、都市計画法に規定する開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明いたします。

議案第21号、大内氷上三丁目、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

議案第22号、大内氷上五丁目、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

議案第23号、宮野上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第24号、宮野上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、議案第23号に係る工事用進入路を整備するものです。

なお、この事案につきましては一時転用であり、申請人からは令和7年4月21日を期限とする原状回復誓約書が提出されています。

議案第25号、吉敷赤田三丁目、用途地域内の第3種農地に、資材置場を整備するもの

です。

議案第26号、吉敷中東三丁目、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第27号、黒川、公共施設に比較的近い距離の第2種農地に、駐車場を整備するものです。

議案第28号、吉田、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。
なお、この事案につきましては、転用面積が1,000㎡を超えますが、2か所で造成行為が行われるもので、それぞれが単独の造成行為とみなされ、開発許可の対象とはならないものです。

議案第29号、吉田、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、建売住宅を建築するものです。

この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

議案第30号、平井、用途地域内にある第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第31号、朝田、用途地域内にある第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第32号、秋穂東、公共施設から近距離の地域内にある第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第33号、嘉川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、建売住宅を建築するものです。

この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

議案第34号、嘉川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、建売住宅を建築するものです。

議案第35号、嘉川、公共施設から近距離の地域内にある第3種農地に、建売住宅を建築するものです。

議案第36号、佐山、集団的に存在する第1種農地に、駐車場を整備するものです。

なお、この事案は第1種農地を対象とする農地転用ですが、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第37号は小郡下郷、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては地区協議会の後、開発許可申請が必要ことが判明し、申請代理人に確認したところ、再度申請を検討する必要性が生じたため申請が取り下げられたものです。

議案第38号、阿知須、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、貸駐車場を整備するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願ひいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。

D 委員

取り下げになった議案第37号についてですが、なぜ、開発許可申請が必要になったのか、また、地区協議会前にわからなかったのはなぜか説明をお願いします。

事務局

開発許可申請は、計画面積が1,000㎡を超える場合は必要で、超えない場合は不要ということで、議案第37号については全体面積が520㎡でしたので、開発許可が不要ということで審議を進めていたのですが、毎月4条と5条については、開発指導課に意見伺いをしておりまして、位置図をご確認いただきたいのですが、隣接の開発行為である、令和5年2月20日許可の宅地分譲が、同一事業者の開発行為で、一年以内の実施になるため同一の開発となり、その結果計画面積が1,000㎡を超えることになり、開発許可申請が必要という回答が地区協議会の後にありました。そのことを申請代理人に伝えたところ、再度申請を検討するというので、申請を取り下げたというのが経緯になります。

D 委員

2月20日許可なら一年経過しているのではないですか。

事務局

一年経過は農地転用の許可日からではありません。

E 委員

一年経過しているので大丈夫かと思っていたのですが、事務局から一年経過は6月ということと連絡がありました。トラブルとか何かいろいろあったので、工事が遅れた関係かと思います。

D 委員

6月に再度転用申請が出されるということですか。

E 委員

たぶんそうだと思います。

会長

他に意見はございませんか。無いようでしたら、以上で、農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。議案第37号を

除くすべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第21号、議案第25号、議案第36号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、議案第37号を除くその他については「許可」といたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案28ページをお開きください。

議案第39号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計321筆 530,172㎡です。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見等なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

会長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。
事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案29ページをお開きください。

議案第40号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において協議していただいたとおり、

合計77筆 156,941㎡です。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。御審議よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見等なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画について、「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

会長

全員挙手と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案30ページをお開きください。合わせて、参考位置図41ページを御覧ください。

議案第41号及び議案第42号について、一括で説明いたします。

中央地区1件、徳地地区1件の議案です。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

議案第41号については、昭和45年10月以降で20年以上経過しているため、本日の会議にお諮りするものです。

議案第42号については、荒廃で面積が500㎡以上のため、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしくお願いたします。

会長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありました。各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見等なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。現況証明を発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

会長

全員挙手と認め、現況証明を発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。4月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

会長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見等なし】

会長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

【意見等なし】

会長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和6年度第1回山口市農業委員会総会議事録である。

令和6年4月22日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 山根 良男

署名委員 吉富 崇子

記 録 者 多田 厚